

令和 6 年度「電気・ガス料金負担軽減支援事業」への対応について

当社は、経済産業省の令和 6 年度「電気・ガス料金負担軽減支援事業」実施に伴い、2025 年 2 月使用分から 4 月使用分まで値引きを実施することとなりました。

これに伴い、公募要領に定める値引き単価による、電気のご使用量に応じた電気料金の値引きを行います。詳細は下記をご参照ください。なお、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

記

1. 適用範囲

この供給条件は、電気需給約款〔高圧〕に基づき、電気の供給を受けるお客様に適用いたします。

2. 適用期間

適用期間は、2025 年 2 月使用分から 2025 年 4 月使用分までといたします。

3. 燃料費調整

燃料費調整とは、電気需給約款〔高圧〕の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4. 燃料費調整単価の激変緩和

2（適用期間）に定める適用期間における燃料費調整単価は電気需給約款〔高圧〕3 燃料費調整口にて算定したうえで、以下の特例措置単価を差し引くものとします。

—特例措置単価（税込み）—

対象期間	1 キロワット時につき
2025 年 2 月～3 月使用分	1 円 30 銭
2025 年 4 月使用分	0 円 70 銭

5. 付帯条件

本支援事業は「令和 6 年度電気・ガス料金負担軽減支援事業補助金」により採択された補助金に基づき行っていることから補助金の上限に達した場合には適用期間の終了を待たずに特別措置単価の適用を終了いたします。

6. 「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に関するお問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。下記お問い合わせ窓口までお問い合わせください。

【経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト】

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>

【お問い合わせ窓口】

経済産業省資源エネルギー庁

電話番号：0120-013-305

受付時間：平日 9:00~17:00

2024 年 12 月 30 日（月）から 2025 年 1 月 3 日（金）を除く

以上